

令和4年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和4年第3回東彼杵町議会定例会は、令和4年9月16日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	健康ほけん課長	氏福 達也 君
産業振興課長	楠本 信宏 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農業委員会事務局長	(楠本 信宏君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	岡木 徳人 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	森 英三朗 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	主任書記	山下 美華 君
--------	---------	------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	議案第45号	東彼杵町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	議案第46号	東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	議案第47号	東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	議案第50号	東彼杵町過疎地域持続的発展計画の策定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	議案第51号	令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第3号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	議案第53号	令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

- (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 57 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 58 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 59 号 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 60 号 令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 61 号 令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 62 号 令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 63 号 令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 64 号 令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 65 号 令和 3 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 66 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第 68 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 18 報告第 17 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について)
- 日程第 19 委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件

6 閉 会

開 会（午前9時25分）

○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。定刻前でございますけれど、全員お揃いのようにございますので、ただいまから本会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここで、決算審査特別委員会での保留分の補足説明がありますので、これを許可します。

まず、税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

決算審査委員会の折に、大石議員からご依頼を受けておりました、机の上に資料を載せております、ふるさとまちづくり応援寄附金事業収支内訳ということで載せておりますけれど、ふるさと寄附金の経費の合計を出して欲しいとご依頼がありましたので、一応、こちらの表の方にまとめております。

それで、経費を歳入で割った割合は58.1%ということで、そういうふうな結果になっております。

もう1枚、これも大石議員からでしたけれど、土地、建物の貸付を、去年貸し付けた一覧を頂きたいということで、こちらもご依頼を受けておりましたので、こちらの表にまとめております。名前の方は、すみません、伏せさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に、町民課長。

○町民課長（井上晃君）

決算委員会における橋村議員、林田議員に対する質問に回答させていただきます。

決算書149ページ、4款2項1目18節東彼地区保健福祉組合ごみ処理施設の分担金のところで、違反ごみが最近多くなっている。原因としてごみ袋の細分化を少なくして、ごみ袋を2種類にしたことが、かえって高齢者にはわかりづらくなっていると思われ。以前のような4種類のごみ袋に戻していただくことはできないかというような質問だったと思います。

こちらについてですけれど、本町の一般廃棄物の処理は、東彼地区保健福祉組合が行っております。東彼地区保健福祉組合の分別回収に係る考えは、経費の縮減、販売店の合理性、家庭での利便性を考慮して、ごみ袋を2種類にされております。最終的には、検討の際に参考にされておりました長与町、時津町のように、ごみ袋を1種類にされる計画でございます。

今回のご質問にありました違反ごみに関しては、以前の黒や青のごみ袋を使用している時も違反ごみの発生はしていたとのごことでございます。違反ごみにつきましては、住民への周知を十分しながら努力していきたいということで、本町といたしましても、東彼地区保健福祉組合と協力しながら、違反ごみを減らすように努力していきたいと思っております。

住民への周知方法は、チラシ等を回覧したり、実際に集積場所に出向いて指導をするなど、福祉組合と協議して実施の方をさせていただきたいと思っております。

続きまして、林田議員からありました主要な成果報告書 50 ページ、抑留犬保護数に関して、5 頭のうち 2 頭は飼い主が判明したとのことですが、残りの 3 頭はということの質問だったと思います。こちらにつきましての回答ですけれど、保護された犬は、やはり町の方から畜犬管理者の方へ移送をしております。その後の畜犬管理者での対応はちょっとわかりませんが、抑留されている期間、こちらの期間におきましては、町内で文字放送や掲示板等で住民の方へ周知を図っております。以上になります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

国民健康保険特別会計の中での質問で、大石議員と浪瀬議員からの質問の中で、健康家庭表彰記念の件について回答を保留しておりましたので、お答えをしたいと思います。

令和 3 年度の表彰実績が 10 世帯でありましたけれど、このうちの世帯構成についてなんです、全てが 1 人世帯です。ちなみに、5 年から 10 年医療機関に掛かっていないという実績に基づいて 7 世帯、ここが商品券が 3000 円の商品券を送っております。10 年から 25 年の世帯が 3 世帯、1 件あたり 5000 円での表彰としております。

今回ご質問を頂いた中で、再度、この表彰制度自体を見直すきっかけになったと思っております。実際、確認をしてみますと、各世帯の、単純に医療費自体は使われていないということで表彰はしておりますけれど、表彰規定の中で健康家庭という規定がございますけれど、果たして、本当に健康な状態での医療機関を無診療のままできているのかどうかということに関しては、本来、そこまで含めての評価をしなければならないと思います。万が一、色んな形で医療を我慢されているというような状況であれば、本来は健康指導とかそういったところで、医療に結びつけるという努力も町としてはしていかなければなりませんので、令和 4 年度からの表彰におきましては、そういうところも含めての表彰の評価ということに、再度考えながら選考していきたいと思っております。非常に貴重な機会をいただきましてありがとうございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、保留分の補足説明を終わります。

それでは、これから議事に入ります。

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 45 号 | 東彼杵町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 2 | 議案第 46 号 | 東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 3 | 議案第 47 号 | 東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 4 | 議案第 50 号 | 東彼杵町過疎地域持続的発展計画の策定について
(委員長報告・質疑・討論・採決) |

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 45 号東彼杵町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、日程第 2、議案第 46 号東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について、日程第 3、議案第 47 号東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、日程第 4、議案第 50 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画の策定について、以上 4 議案を一括議題とします。本案について、それぞれ委員長の報告を求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 45 号 東彼杵町行政手続等における情報通信の利用に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和 4 年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長及び財政管財係長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、町の機関等に係る申請、届出その他の手続き等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定める事により、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するものである。

慎重に審査した結果、適切な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 46 号 東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について

2 審査年月日

令和 4 年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長及び財政管財係長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、過疎地域の持続的発展に関し、住民の日常的な移動のための交通手段、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として、過疎地域の市町村が市町村計画に定めるものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

1 付託された事件

議案第 47 号 東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和 4 年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長及び財政管財係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、過疎地域の指定を受けた当町において、事業所への税制支援を行い産業の振興を図ることを目的に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税課税免除の条例制定をするものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定として認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、対象事業者が設備取得後、申請漏れがないように慎重に作業を進めてもらいたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 50 号 東彼杵町過疎地域持続的発展計画の制定について

2 審査年月日

令和 4 年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長及び財政管財係長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条に基づき、過疎地域持続的発展計画を定めるものである。

慎重に審査した結果、適正な計画策定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

○議長（吉永秀俊君）

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

次に、これから議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 47 号、議案第 50 号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 47 号、議案第 50 号の討論を終わります。

これから、議案第 45 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号東彼杵町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 51 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 6 議案第 53 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

日程第5、議案第51号令和4年度東彼杵町一般会計補正予算（第3号）、日程第6、議案第53号令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第51号 令和4年度東彼杵町一般会計補正予算（第3号）

2 審査年月日

令和4年9月12日

3 審査の経過及びその結果

付託された事件について、各課長、教育次長及び財政管財係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億502万4000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ63億449万5000円とするものである。

歳出については、総務費3092万2000円、民生費4425万円、衛生費5628万9000円、農林水産業費8667万1000円、土木費4554万2000円を追加計上し、歳入については、国庫支出金5094万7000円、県支出金5695万5000円などを追加計上するものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、新型コロナウイルス感染症対策に関して、県の全数把握発表の見直し等もあり先行きが見えない中、担当課として町独自の対策ができないものなのか検討していただきたいとの意見がありました。また、町道や町有地等の支障木の伐採は、シルバー人材センターとの随意契約だけではなく、高齢化もあり専門業者等も含め入札制度の導入も検討されてはとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第53号 令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

2 審査年月日

令和4年9月12日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長及び健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ320万1000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億4720万1000円とするものである。

歳出については、地域支援事業費27万6000円を減額し、令和3年度介護給付費負担金等の精算に伴う償還金として347万7000円を追加計上するものである。

歳入においては、地域支援事業費の減額に伴い、国庫支出金 10 万 1000 円、支払基金交付金 1 万 6000 円、県支出金 5 万 1000 円、繰入金 5 万 1000 円を減額し、一般財源として繰越金 342 万円を追加計上するものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

○議長（吉永秀俊君）

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから議案第 51 号、議案第 53 号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 51 号、議案第 53 号の討論を終わります。

これから、議案第 51 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 57 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 7、議案第 57 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 57 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和 4 年 9 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 12 日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、収益的収入及び支出について、一般会計繰入金 3589 万円を減額し、マンホールポンプの修繕費 148 万 5000 円、自動車共済保険 3000 円を追加するもので、収入合計金額 2 億 6821 万円、支出合計金額 2 億 5795 万 8000 円の計上である。

資本的収入及び支出については、一般会計繰入金 3589 万円を追加し、蔵本地区宅地造成に伴い、工事負担金 308 万円、受益者負担金 120 万円、工事請負費 308 万円を追加するもので、収入合計金額 1 億 1645 万 2000 円、支出合計金額 1 億 8023 万円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、工事着手においては、周辺住民への周知徹底と安全管理に努められたいとの意見がありました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

		(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 9	議案第 59 号	令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 10	議案第 60 号	令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 11	議案第 61 号	令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 12	議案第 62 号	令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 13	議案第 63 号	令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 14	議案第 64 号	令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 15	議案第 65 号	令和 3 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 16	議案第 66 号	令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長 (吉永秀俊君)

次に、日程第 8、議案第 58 号令和 3 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 59 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 60 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 61 号令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 62 号令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 63 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 64 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 15、議案第 65 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、日程第 16、議案第 66 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。口木決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 (口木俊二君)

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 58 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 4 年 9 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、税財政課長、教育次長及び財政管財係長に出席を求め委員会を開催しました。

令和3年度決算の収支は、歳入総額67億6096万4000円（対前年度比2.9%増）、歳出総額は64億5960万円（対前年度比4.8%増）と共に増加している。

形式収支は3億136万4000円となっているが、翌年度への繰越財源1億7022万8000円を控除した実質収支は1億3113万6000円（実質収支比率4.0%）となり、前年度より8.9%の減となっている。

単年度収支は1276万6000円の赤字となり、基金の積み立て（117万9000円）と合わせ実質単年度収支も1158万7000円の赤字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、イノシシ被害対策に関して、①今の予算規模では防げないので補助金の増額。②耕作放棄地の周辺の雑草防止対策。③猟友会会員や9名の隊員への補助率アップや地産地消推進のためにも何らかの対策を取ってもらいたい等の意見がありました。また、町道補修等に関しては、次年度に反映されるような予算の増額を検討してもらいたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第59号 令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和4年9月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長及び会計課長に出席を求め委員会を開催しました。

令和3年度決算の収支は、歳入総額11億613万7000円（対前年度比5.0%減）、歳出総額10億8674万6000円（対前年度比3.6%減）で、前年度より歳入、歳出ともに減額決算となっている。

実質収支は1939万1000円であるが、前年度実質収支3583万7000円が含まれているため単年度収支は1644万6000円の赤字となっている。

なお、令和3年度は財政調整基金への積み立ては1533万6000円となっており、実質単年度収支は111万円の赤字であった。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、保険税の滞納分については、不納欠損が生じないように徴収の強化を図ってもらいたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第60号 令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和4年9月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長及び会計課長の出席を

求め委員会を開催しました。

令和3年度は予算現額8億5000万円に対し、歳入総額8億5980万1000円（対前年度比1.7%増）、歳出総額8億4334万9000円（対前年度比0.8%増）となり、実質収支は1645万2000円で、前年度実質収支が862万円、積立金3万5000円があり、実質単年度収支は786万7000円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、保険料の滞納分については、不納欠損が生じないように徴収の強化を図ってほしいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第61号 令和3年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和4年9月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和3年度は、歳入総額33万4000円、歳出総額2万6000円となっている。実質収支は30万8000円となり、前年度実質収支は30万9000円であることから、単年度収支は1000円の赤字となるが、積立金2万6000円があり、実質単年度収支は2万5000円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第62号 令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和4年9月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和3年度は、歳入総額6563万円（対前年度比29.4%増）、歳出総額6388万4000円（対前年度比25.9%増）となっている。実質収支は174万6000円で、実質単年度収支は174万6000円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第63号 令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和4年9月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和3年度は、歳入総額1285万4000円（対前年度比1.0%減）に対し、歳出総額は1189万9000円（対前年度比8.4%減）となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第64号 令和3年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和4年9月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和3年度は、歳入総額1億1596万1000円、歳出総額1億1431万3000円となっている。実質収支は164万8000円となり、実質単年度収支は11万6000円の黒字となっている。

被保険者1人当りに換算した年間給付額は100万5000円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第65号 令和3年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件

2 審査年月日

令和4年9月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和3年度の収益的収入は、予算額2億5766万4000円に対し、決算額2億5889万3334円で122万9334円の増となり、収益的支出が予算額2億4194万8000円に対し、決算額2億2873万8631円で、不用額1320万9369円となっている。

資本的収入は、予算額1億5041万6000円に対し、決算額7747万8375円で7293万7625円の減となっている。資本的支出が予算額1億9624万6000円に対し、決算額1億2994万4190円となり、翌年度繰越額6501万8000円で不用額128万3810円となっている。

事業収益は合計2億4551万6647円となり、事業費用は合計2億1824万6599円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第66号 令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件

2 審査年月日

令和4年9月13日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和3年度の収益的収入は、予算額2億9921万5000円に対し、決算額2億9978万4030円

で 56 万 9030 円の増となり、収益的支出は、予算額 2 億 5484 万 9000 円に対し、決算額 2 億 6153 万 4167 円となり、不用額△668 万 5167 円となっている。

資本的収入は、予算額 2 億 8646 万 1000 円に対し、決算額 2 億 6245 万円で 2401 万 1000 円減となっている。資本的支出が、予算額 3 億 8626 万 1000 円に対し、決算額 3 億 6043 万 4976 円、翌年度繰越額 2170 万 5000 円で、不用額 412 万 1024 円となっている。

事業収益は合計 2 億 9301 万 1161 円となり、事業費用は合計 2 億 5785 万 6530 円となっている。経常利益は 3515 万 4631 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 58 号について質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認め、議案第 58 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 59 号から議案第 66 号まで、8 議案を一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認め、議案第 59 号から議案第 66 号についての質疑を終わります。

これから、議案第 58 号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号から議案第 66 号について、一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 59 号から議案第 66 号の討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 58 号令和 3 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 58 号令和 3 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 59 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 59 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 60 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 60 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 61 号令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 61 号令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 62 号令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 62 号令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 63 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 63 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 64 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 64 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 65 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 65 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 66 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 66 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 17 議案第 68 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 17、議案第 68 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日最終日の提案となってしまいましたことに、誠に申し訳なく思っていますが、日本一のそのぎ茶の対策と、それから災害が、この前の台風等でありまして、予備費だけではかなり充当するのが難しくなっておりますのでお願いをしているわけでございます。

それでは、議案第 68 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2811 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 63 億 3260 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出の主なもの、日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業など 1374 万 5000 円、応急工事や河川管理業務委託料など 1019 万 6000 円。歳入は、繰入金 1023 万円、地方交付税 1788 万円に対応をいたしております。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 68 号についてご説明いたします。

それでは、議案の 7 ページをご覧ください。3 番歳出でございます。6 款 1 項 3 目農業振興費 8 節旅費から 18 負担金補助及び交付金は、日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業等の費用を合計して、1174 万 5000 円追加いたしました。全国茶品評会においてそのぎ茶がダブル日本一を受賞いたしましたので、受賞広告費用やイベント費用を計上しております。

8 ページをお願いいたします。6 款 2 項 3 目林道費の 12 節委託料と 14 節工事請負費は、先日の台風の影響があったことから応急対応費用を計上し、目全体で 200 万円追加いたしました。

9 ページになります。7 款 1 項 2 目商工振興費の 10 節需用費と 12 節委託料は、そのぎ茶日本一啓発イベント費用として全体で 36 万 3000 円計上しております。県立大学と連携したイベントを計画しております。

10 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費と 11 ページの 8 款 3 項 1 目河川管理費については、こちらも台風の影響があったことから応急対応費用を計上し、それぞれ 500 万円ずつ追加いたしました。

12 ページをお願いいたします。8 款 5 項 3 目公園費 14 節工事請負費は、台風の影響で被災した音琴緑地公園グラウンドの復旧費用として 19 万 6000 円追加いたしました。

13 ページになります。9 款 1 項 5 目災害対策費の 1 節報酬 12 万 7000 円と 3 節職員手当等 312 万 9000 円は、台風接近に伴い避難所を開設いたしましたので、対応にあたった職員の時間外手当費用を追加いたしました。10 節需用費は、気象観測装置が故障したため修繕費用 55 万円を追加しております。

戻っていただいて、5 ページをお願いいたします。12 款 1 項 1 目地方交付税は、今回の補正の財源として 1788 万円追加いたしました。

6 ページをお願いいたします。20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、そのぎ茶プレミアム戦略事業の財源として 1023 万円追加しております。歳入、歳出については以上でございます。

戻っていただいて、1 ページ、2 ページの第 1 表、3 ページ、4 ページの事項別明細書、14 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

7 ページの 3 目農業振興費の中で 12 節委託料ということで、全国茶品評会で日本一を 5 連覇、あるいは産地賞を日本一となったということで、大変喜ばしい、私たちの町にとってはニュースではなかったかと思っています。

そういった中で、今回日本一をまた奪還したことによっていろいろ事業を、委託をされているわけですが、先ほどイベントをするような、大学と、別の表示も、商工費の中にも大学との連携によってそういったイベントをするということでありましたけれども、内容は、イベントと言われてもどういった内容のイベントなのかですね。もう少し詳しく説明していただければと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

具体的には、まだ調整中ということもあるんですけど、まず考えているのが県内最大手の新聞広告ですね。あと JR の博多駅、新大村駅とか長崎駅での広告もありますけれど。JR 九州ホテルズさんとのずっと提携してやっていたイベントがありますので、そのイベントの中でお茶のサンプリングをして感想とかを聞いたりとかですね。そういったものを考えております。あとは、長崎空港の広告も打ち合わせ中で、考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

課長の説明では JR とかというところの、そういった利用をしながら振興を図りたいということでございましたけれど。特に、今度は 23 日に西九州新幹線かもめの開通式があつて始まるわけで

すね。そこら辺についてはまだ協議をされているのかどうかです、新幹線の利用。その辺りはどうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

新幹線の長崎駅には、もうすでにかもめ市場でお茶の販売を展開しておりますので、そこに V5 の、なんというか目立つような感じで出しまして、それから、言いましたように、今度ふたつ星というのが新幹線と一緒に走るんですけど、観光列車が。これが千綿駅に 9 月 23 日 16 時 20 分から 10 分間停車いたします。そこで JA が作っていますリシール缶を無料配布を計画をいたしております。そういう形で。とにかく広告を、まず思い切ってやろうかなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

同じところですよ。12 節委託料の日本一プレミアム事業。受賞報告費用ととも、税財政課長、説明されましたよね。今の産業振興課長の説明の中には受賞報告費用というのは入ってなかったように思うんですけど。この受賞報告というのはどういう、具体的にどういうふうにするのか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、今度、宇治市で表彰式があるんですよ。褒賞式というか、表彰してもらう時の、農林水産大臣が来られたり。そういう所で、生産者の方、受賞された 1 位、2 位、3 位の方と部会と一緒にいきます。町も私と産業振興課の一部と行きますので、そういう形の。生産者の方が行かれるので、こちら支援をしないと、自費でというのはいかなものかなと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長の補足説明をお願いします。

○税財政課長（山下勝之君）

今、町長が言った事業もあったんですけど、すみません、私の発音が悪くて。私の方からは受賞広告費用ということで、広い告げるの広告です。すみません、申し訳ございませんでした。さっき言った駅に貼ったりとか広告のつもりで申し上げました。失礼いたしました。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 68 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 報告第 17 号 専決処分に関する報告について
（東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 18、報告第 17 号専決処分に関する報告について（東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について）を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 17 号でございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり東彼杵中学校校舎外壁改修工事請負契約の変更に伴う請負契約の変更でございます。これを専決処分いたしております。

1、変更契約の理由 東彼杵中学校校舎外壁改修工事契約額の変更。2、契約変更の方法 当初、指名競争入札による契約。変更は随意契約でございます。3、変更前契約金額 9493 万円。4、変更後契約金額 9914 万 1900 円。契約の相手方 住所 長崎県大村市富の原 2 丁目 848 番地 1。会社名 株式会社 サカモト美装 代表取締役 坂本剛志。

次のページをご覧くださいと思っています。

先日前話をさせてもらいました教室棟の窓、赤色で示していますビート交換と青色部分のコーキング充填を行っております。今、足場をちょうど組んでおりましたので、状況の詳細を確認しましたところ、取り替えが必要ということでございましたので、夏休み期間中の工事完了を、教室棟でございましたので、図るために専決処分をさせていただいております。よろしくお願ひします。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

報告第 17 号につきまして町長に代わり補足を説明させていただきます。

本工事につきましては、6月の定例議会におきまして契約締結の議決を頂いたものでございます。
なお、工事の施工にあたりましては、授業等の学校活動の影響や支障を最小限に留めるということで、校舎を2区域に分けて、前半、後半2段階で実施することとしております。生徒が主に授業活動を行います教室棟と特別教室棟の区域を夏休み期間中に、なるべく大方終了できるようにという形で進めてきております。

また、職員室や図書室、保健室等があります管理棟とか多目的ホールの区域は、9月中旬以降という形で分けて進める予定でございます。

先ほど町長から説明がありましたように、7月中旬以降でございますが、足場を設けまして工事前の、施工前の現場調査を行ったところ、実績に入れておりませんでした窓枠サッシの枠のビートという所のゴムがはまっている部分がありますけれど、そういった所とか、窓枠のコーキング等の劣化が目視によって発見されました。このため、劣化部分については、風雨の状況によっては、雨漏りの原因にもなりますので。また、補修にあたりましては、足場を組んだ状態で施工しなければ補修工事ができないという状況でございましたので、この度の外壁改修工事に加えて実施する方法が良いと判断したものでございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、施工工程の管理におきまして、生徒が授業を受ける教室棟だけは夏休みまでに終了する必要がありましたので、まずは教室棟のみの補修工事を先行して対応したものでございます。このことによってこの度の変更契約ということをお願いをさせていただいたものでございます。

内容としましては、赤色の着色部分のビート交換という所が、総延長1,063.5mの延長になります。コーキングの打ち替えという所が青色の部分でございますが、493mということで追加計上しております。説明は以上になります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明は終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第17号を終わります。

日程第19 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第19、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和4年第3回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前 10 時 30 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾